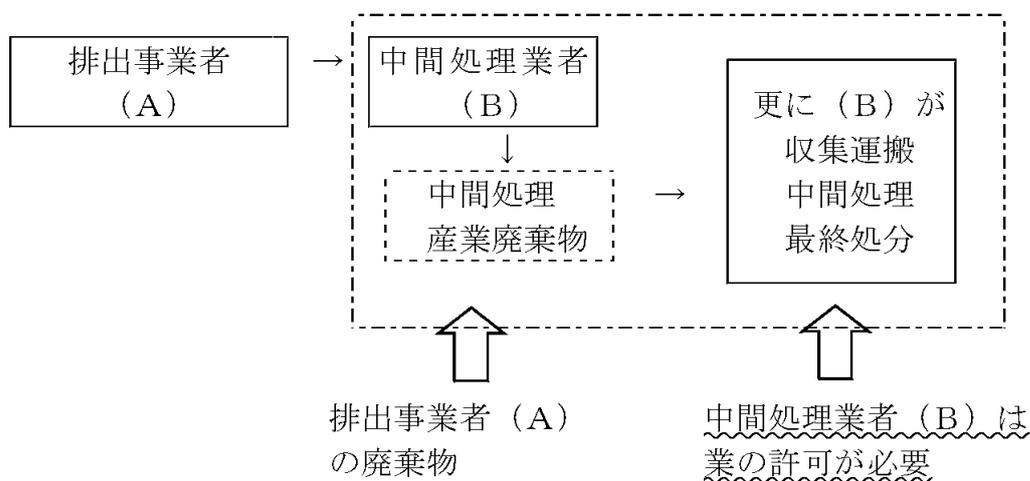


中間処理後の産業廃棄物の処理について

中間処理業者が中間処理を行った後に発生した産業廃棄物に対して更に別の処理を行う場合は、当該中間処理業者が排出事業者となるもの（いわゆる自社処理）ではありません。

したがって、これらの行為を行う場合には、産業廃棄物処理業の許可を取得する必要があります。



<具体例>

- 木くずの焼却を行った後、燃え殻を自ら最終処分場へ運搬する行為
→収集運搬業の許可が必要
- 廃プラスチック類を破碎した後、自社の安定型処分場へ埋め立てる行為
→最終処分業の許可が必要

○現在、必要な産業廃棄物処理業の許可を取得せずにこれらの行為を行っていて、今後も続ける場合は速やかに許可申請を行ってください。

○許可を受けずに産業廃棄物処理業を行うことは、廃棄物処理法に基づく行政処分の対象となります。